議案番号	件	名	
提案課名	内	容	
議案第32号	三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用自動車の使 用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について		
【改正趣旨】 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使力    公営に要する経費等に係る限度額を引き上げるに当たり、関係    の一部を改正しようとするもの。 【改正内容】 (1) 三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用			
	車の使用の公営に関する条例(第4条第2号ア及びイ関係)		
	一般運送契約以外の契約	改正	現行
	自動車の借入れ	16, 100 円	15,800 円
	燃料供給	7,700円	7,560 円
総 務 課	課 (2) 三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用ポス		
	ターの作成の公営に関する条例(第4条関係)		
	選挙運動用ポスター	改正	現行
	印刷費 (1 枚当たり)	541円31銭	525円6銭
	企画費	316, 250 円	310,500円
	(3) 三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例		
	(第4条及び第5条関係)		
	選挙運動用ビラ	改正	現行
	作成単価 (1枚当たり)	7円73銭	7円51銭
	【施行期日】		
	公布の日		